

令和5年4月1日

東京都水道局「週休2日制確保試行工事」実施要領 (令和5年4月1日版)

1. 目的

建設業界では就業者の著しい高齢化や若手技術者の離職、入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっている。将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要である。

そこで、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向け、段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指して試行する、週休2日制確保試行工事（以下「試行工事」という。）の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2. 対象工事

全ての土木工事及び水道用機械・電気設備工事（以下「設備工事」という。）、並びに新築及び解体を実施する建築工事（建築設備工事を含む。以下「建築工事」という。）を対象とする。ただし、以下いずれかに該当する工事は対象外とできる。

- (1) 対象期間（本要領3（2）参照）が1か月（約30日）未満の工事
- (2) 単価契約工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
例① 災害復旧工事
例② 供用時期が公表されている工事
- (4) 施工時間や施工方法の制約が予想される工事

例 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事

なお、受注者は、試行工事を希望しない場合、現場施工に着手する（現場事務所の設置、資機材の搬入又は試験掘等の準備工事が開始される）日（以下「現場着手日」という。）までに、希望しない旨の理由を付して発注者に報告する（別添1参照）。

3. 週休2日制の定義

- (1) 週休2日とは対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇5日間^{※1}、工場製作のみを実施している期間、全部一時中止期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
- (3) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」^{※2}という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (5) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※1 夏季休暇の考え方については、別添4「夏期休暇期間の導入について」を参照する。

ただし、建築工事は対象外とする。

※2 現場閉所率の算出に当たっては、別添3を参考とすること。

4. 工期の変更

工期の変更理由が以下の①～③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 全部一時中止や一部一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5. 積算方法

(1) 書類作成費用

週休2日制確保試行工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

(2) 経費の補正

ア 土木工事

現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料、市場単価、土木工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とする。

- ① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）
 - ・ 共通仮設費率 1.04
 - ・ 現場管理費率 1.06
 - ・ 労務費 1.05
 - ・ 機械賃料 1.04
- ② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）
 - ・ 共通仮設費率 1.03
 - ・ 現場管理費率 1.04
 - ・ 労務費 1.03
 - ・ 機械賃料 1.03
- ③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）
 - ・ 共通仮設費率 1.02
 - ・ 現場管理費率 1.03
 - ・ 労務費 1.01
 - ・ 機械賃料 1.01

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設 及び支管取 付工	1.00	1.01	1.02

イ 設備工事

現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

- ① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）
 - ・ 共通仮設費率 1.04
 - ・ 現場管理費率 1.06
 - ・ 労務費 1.05
 - ・ 機械賃料 1.04
- ② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）
 - ・ 共通仮設費率 1.03
 - ・ 現場管理費率 1.04
 - ・ 労務費 1.03
 - ・ 機械賃料 1.03
- ③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）
 - ・ 共通仮設費率 1.02
 - ・ 現場管理費率 1.03
 - ・ 労務費 1.01
 - ・ 機械賃料 1.01

ウ 建築工事

現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）の場合は、以下のとおり労務費を補正した複合単価及び市場単価等を計上する。

①複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数1.05 を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

②市場単価等

市場単価は、以下の表の補正率を乗じ、単価を補正する。

建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても、同様とする。

市場単価等の補正率（建築工事）

工種	4週8休以上
仮設	1.03
土工	1.03
地業	1.03
鉄筋	1.04
コンクリート	1.04
型枠	1.03
鉄骨	1.04
既製コンクリート	1.03
防水	1.02
防水（シーリング）	1.04
石	1.02
タイル	1.03
木工	1.02
屋根及びとい	1.02
金属	1.02
左官	1.04
建具（ガラス）	1.02
建具（シーリング）	1.04
塗装	1.04
内外装	1.03
内外装（ビニル系床材）	1.02
ユニットその他	1.01
排水	1.03
舗装	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03
解体	1.03
解体（内装材）	1.05
撤去	1.05

市場単価等の補正率（電気設備工事）

工種	適用	4週8休以上
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04
	ケーブルラック	1.03
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03
	プルボックス	1.02
	プルボックス用接地端子	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03
	防火区画貫通処理 金属管・丸形用	1.01
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03
電動機その他接続工事	金属可とう電線管	1.03
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.03

市場単価等の補正率（機械設備工事）

工種	適用	4週8休以上
保温工事	配管用	1.03
	ダクト用及び消音内貼	1.03
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04
衛生器具	取付手間のみ	1.04

6. 工事成績評定

4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、「創意工夫と熱意」の項目で加点対象として評価する。

なお、週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績の減点は行わない。

7. 業務の流れ

(1) 試行工事発注時

発注者は、本要領2により試行工事を選定し、当初設計時に4週8休として経費の補正を行った上で、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する。

(2) 試行工事契約時

発注者は、試行工事の実施について、受注者の意向を確認する。受注者より、試行工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は以降の「7 業務の流れ」に記載の義務を負わない。

(3) 試行工事施工時

①受注者は、工事広報板を設置する場合「週休2日制確保試行工事」である旨を記載する。

②受注者は、別添2を参考として、現場閉所の計画が確認できる「現場閉所計画書」（以下「計画書」という。）を発注者へ報告する（報告様式は、水道工事用書類・様式の記載例集（東京都水道局）（統一26様式（以下「統一26様式」という。）による。）。この計画書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。

また、当初月には、現場着手日を明示する。

③発注者は、計画書の報告を受け、現場閉所の計画を確認する。

④受注者は、現場閉所を行うに当たっては、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。発注者は、「計画書」を基に、計画的に現場閉所されているかを確認する。ただし、休日（平成元年東京都条例第10号第1条第1項に規定する東京都の休日）は「休日等の工事施工届」が提出されていない場合は、現場閉所と判断する。

（参考）提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日及び夏季休暇期間
現場閉所日	週間工程表やメール等	提出書類なし
作業日	提出書類なし	休日等の工事施工届

(4) 試行工事完了後

受注者は、工事完了日確定後速やかに別添3を参考とし、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者に提出する（報告様式は「統一26様式」）。

(5) 設計変更

発注者は、現場閉所の実施結果に応じ「5 積算方法」のとおり、設計変更を行う。

ア 土木工事及び設備工事の場合

実施結果が4週8休未満の場合は、実施結果に応じて経費を補正し、減額変更する。

イ 建築工事の場合

実施結果が4週8休未満の場合は、複合単価及び市場単価等は補正せず、減額変更する。

8. 留意事項

(1) 発注者は、受注者より提出された「計画書」、「現場閉所報告書」及び「工事週報や電子メール」を基に、取組を確認する。

(2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。

(3) 発注者における現場閉所状況の確認については、各試行工事単位で行う。

(4) アンケートへの協力

受注者は、別途送付されるアンケートに記入し、工事完了届提出後14日以内（土、日及び祝日を含む。）に水道局建設部技術管理課宛にメールで提出する。

【土木工事】

提出先：S3000031@section.metro.tokyo.jp

【設備工事、建築工事】

提出先：setsubigijutsukanri@waterworks.metro.tokyo.jp

(5) 試行工事の実施に当たって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

9. 適用

この要領は、令和5年4月1日以後に起工し、公告等を行う案件に適用する。